

## 第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 道路改築事業 (国道324号大浦2号橋) 有明町	平成15年度	300,000
2 道路改築事業 (国道324号有明2号トンネル) 有明町	平成15年度 ～平成16年度	700,000
	年次別内訳	
	平成15年度	400,000
平成16年度	300,000	
3 道路改築事業 (国道324号有明3号トンネル) 有明町・松島町	平成15年度 ～平成16年度	800,000
	年次別内訳	
	平成15年度	400,000
平成16年度	400,000	
4 単県道路改築事業 (菊池赤水線車帰橋) 阿蘇町	平成15年度	170,000
5 緊急地方道路整備事業 (田迎木原線加勢川橋) 熊本市	平成15年度 ～平成17年度	800,000
	年次別内訳	
	平成15年度	250,000
平成16年度	250,000	
平成17年度	300,000	
6 広域基幹河川改良事業 (菊池川第三藤輪橋) 菊池市	平成15年度	120,000
7 河川総合開発事業 (上津浦ダム管理設備) 有明町	平成15年度	650,000

## 第3表 地方債補正

## 1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
並 行 在 来 線 対 策 事 業 費	千円  589,000	(借入先)  財務省、総務省、 公営企業金融公 庫、会社、その他 (借入方法)  証書借入又は証 券発行  (その他)  工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。  発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10%  以 内	30年以内（うち 据置期間 5 年以 内)  半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等  但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
社会福祉施設 整備事業費	1,188,253	政府貸付金の借り 入れ	無利子	20年以内（うち 据置期間 5 年以 内）  年賦均等償還
医療施設 整備事業費	151,438			
保健衛生施設 整備事業費	128,205			
家畜保健衛生施設 整備事業費	4,031			
造林事業費	264,379			
林道事業費	143,000			
学校体育施設 整備事業費	7,708			
計	2,476,014			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
河川国庫補助事業費	4,618,000	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他		30年以内 (うち据置期間5年以内)	4,621,000			
海岸保全国庫補助事業費	421,000			半年賦元利均等償還又は元金均等償還等	431,000			
道路維持国庫補助事業費	748,000			但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができない。	706,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,620,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行			4,597,000			
街路国庫補助事業費	689,000	(その他)	年10%以内		487,000			
砂防国庫補助事業費	1,916,000	工事その他			1,973,000			
単県治山事業費	63,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。			69,000	(補正前に同じ)		
単県道路整備事業費	12,412,000				12,503,000			
単県街路整備事業費	2,393,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			2,576,000			
計	27,880,000				27,963,000			